

令和2年4月24日

保護者の皆さまへ

日南学園高等学校
校長 藤原昭悟

新型コロナウイルス感染症に係る皆さまへのお願い

政府から特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象が全国に拡大されたことにより、臨時休業期間を延長する旨の連絡をいたしました。重ねて下記について保護者の皆さまへお願いします。

記

1. 生徒の移動について

○県外への旅行（帰省）等での移動の自粛について

①臨時休業期間中、生徒は不要不急の帰省や旅行など、都道府県を越えての移動はできる限り避けてください。

②やむを得ず県外への移動をしなければならない場合は、学校に届出をすることと、次の対応をお願いします。

ア) 帰宅後、2週間は登校しないこと。

(2週間は自宅において健康観察を行い、観察終了後に登校する。)

※寮生については直接帰寮はできません。他の宿泊施設等で14日間の健康観察期間終了後発熱や風邪等の症状がないことの確認後、帰寮となります。

イ) マスク着用、手洗い、咳エチケット等を徹底すること。

(発熱等の風邪の症状がある場合は、保健所または

帰国者・接触者相談センターへ相談すること。)

2. 新型コロナウイルス感染症の感染者に対する偏見や差別防止の徹底について

感染予防の徹底と新型コロナウイルスの感染が続く中、全国では感染者やその家族濃厚接触者、医療従事者への根拠のない偏見や中傷が広がっているという報道もありました。文部科学省も、感染者、濃厚接触者への偏見・差別について次のような見解を示しています。

○感染者、濃厚接触者に対する偏見や差別についての文部科学省見解
「感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症対策や治療における医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されるものではありません。
そのため、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないように十分配慮して頂く様をお願いします。」

※上記の見解を参考にいただき、各ご家庭で「自分自身が偏見や差別の対象になるのでは」という不安を解消するためにも、「偏見・差別は絶対にあってはならない」ということについて話し合うなど、ご指導をお願いします。

また、生徒や保護者の皆さまが、新型コロナウイルス感染を理由とする差別やいじめ等を受けた場合は、学校に相談してください。